

# 高等学校に在籍する難聴の生徒に対する 県立ろう学校における通級による指導実施要項

山梨県教育委員会

## 1 目的

この要項は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、高等学校に在籍する難聴の生徒（補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの）に対して、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するための特別な指導を行うため、県立ろう学校（以下「ろう学校」という。）が実施する通級による指導について定めるものとする。

## 2 通級による指導の内容

障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校の「自立活動」に相当）とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。

## 3 通級による指導の実施形態

通級による指導は、ろう学校の教員が当該生徒が在籍する高等学校（以下「在籍校」という。）を巡回して行う。なお、指導を行う教員は、高等学校教諭免許状を有する者とする。

## 4 教育課程上の位置付け

- (1) 通常の教育課程に「ろう学校における通級による指導」を加えて実施する。
- (2) 指導時間は放課後とする。
- (3) 週当たりの指導時数・指導回数は生徒の状況に応じて、在籍校とろう学校が協議して決定する。

## 5 単位認定

- (1) 授業時数35時間を、1単位とする。ただし、年間7単位を超えない範囲とする。
- (2) 在籍校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標から見て満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- (3) 在籍校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年次途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

## 6 教育課程の編成及び指導要録の記載

在籍校の校長は、ろう学校と連携し、当該生徒の教育課程を編成する。

また、指導要録の記載に関しては、指導要録の（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、（指導に関する記録）表面の「留学」部分に手書きで見え消し線を引き、「自立活動」と修正して修得単位数を記載する。裏面の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、通級による指導を受けた学校名（山梨県立ろう学校）、通級による授業時数、指導期間、指導内容や結果等を、ろう学校から送付する指導記録に基づき記載する。

## 7 通級による指導の事務手続き

### 事前の教育相談・協議

在籍校、保護者及びろう学校は、ろう学校における通級による指導の必要性について、事前に教育相談・協議を行う。

### 指導の開始（資料1参照）

- (1) 在籍校の校長は、生徒がろう学校における通級による指導を受けることが適当と認めるときは、県教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式1）
- (2) 県教育委員会は、ろう学校と協議した上で、前項(1)の通知を受けた生徒について、在籍校の校長あて、指導開始月等を通知する。また、新規に通級を開始する生徒の在籍校及び氏名、指導開始月等をろう学校長あて通知する。（様式2-1）（様式2-2）
- (3) 在籍校の校長は、新規に通級を開始する生徒の保護者に対し、指導の開始について通知する。（様式3）
- (4) ろう学校長は、在籍校の校長に指導の計画書を提出する。（様式4）
- (5) 在籍校の校長は、通級による指導を受ける生徒の教育課程、指導の計画書（様式4）の写しを県教育委員会あて届け出る。（様式5）

### 指導の終了（資料2参照）

- (8) 在籍校の校長は、保護者及びろう学校と協議し、当該生徒が、通級による指導を終了することが適当と認めるときは、県教育委員会、当該生徒の保護者にその旨を通知する。  
（様式6-1）（様式6-2）
- (9) 県教育委員会は、通級を終了する生徒の在籍校及び氏名をろう学校長あて通知する。  
（様式6-2）

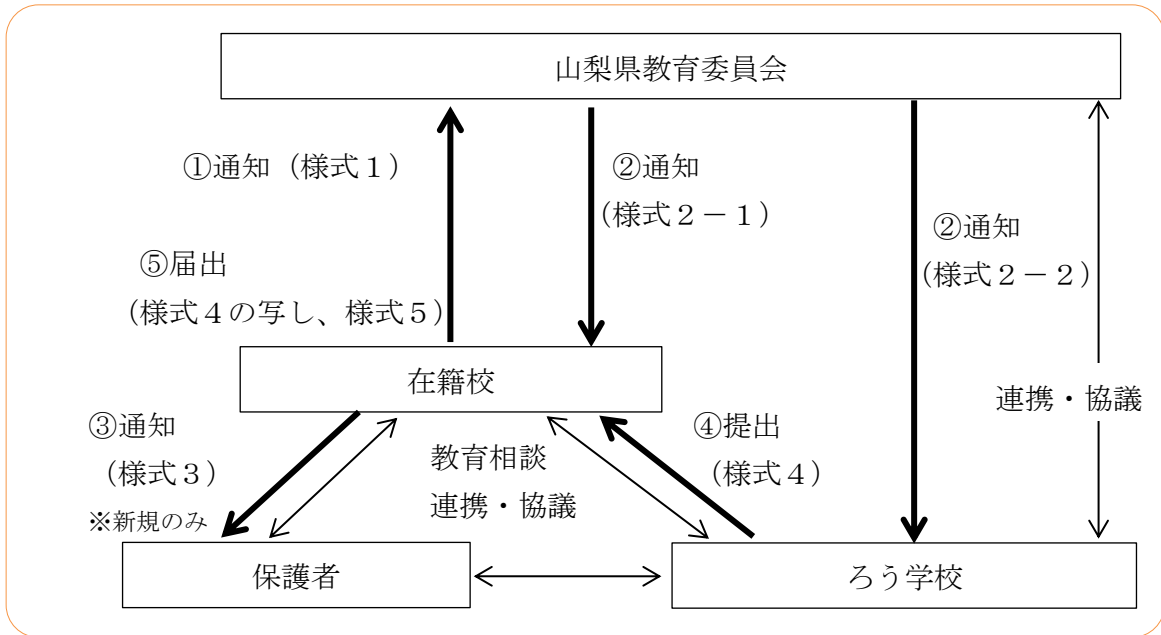
## 8 その他

- (1) 在籍校は、ろう学校と十分に連携を図りながら指導を行うように留意する。
- (2) 在籍校は、通級による指導を受ける生徒の個々の障害の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

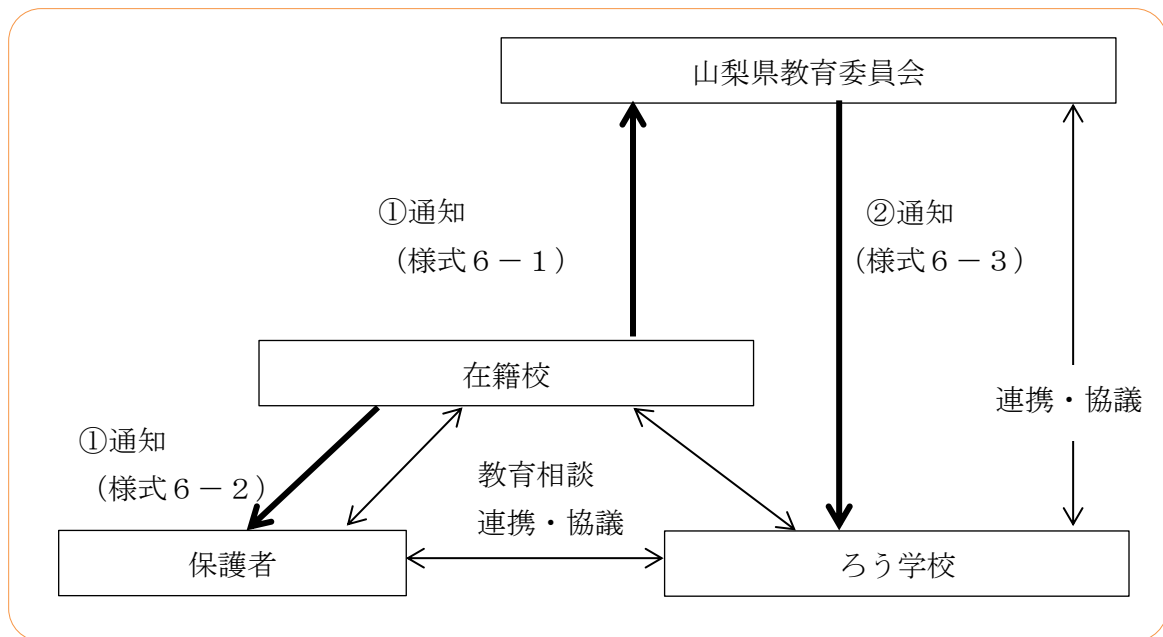
### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

【資料1】指導の開始手続



【資料2】指導の終了手続き



(資料3) 関係法令

**学校教育法施行規則（抄）**

第140条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）、第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）並びに第107条（第107条において準用する場合を含む。）の規定に関わらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第141条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

## 文部省告示第 176 号

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 140 条の規定に基づき、学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件（平成 5 年文部省告示第 7 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 12 月 9 日

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第 140 条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）第 1 章第 3 款の 1 に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の 2 に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の 3 に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第 4 款の 4、5 及び 6 並びに同章第 7 款の 5 の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。
- 2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第 140 条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、（以下省略）。
- 3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間 7 単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

## 通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

※ 25 文科初第 756 号（平成 25 年 10 月 4 日）「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（通知）」より抜粋

### (2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

#### ① 障害の種類及び程度

##### ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

##### イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

##### ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

##### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

##### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

##### カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

##### キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

##### ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

## ② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。